

**屋外広告物等に係る許可等の表示の廃止について
(金沢市屋外広告物等に関する条例の一部改正) についての
パブリックコメントでのご意見と金沢市の考え方(回答)**

1 募集期間

令和8年2月26日から令和8年3月27日まで

2 募集方法

メール、郵便、ファクシミリ又は担当課の窓口へ持参

3 意見及びその理由

意見者数 2名 意見数 2件

No	いただいたご意見	金沢市の考え方
1	広告主の負担軽減は理解はできるが、このことにより新規の許可申請が疎かになるとか、ガイドラインを守らない屋外広告物が増えるとかの危惧もなくはない。景観政策が後退しないよう、市として違反広告物の監視や指導に一層の取り組みをお願いしたい。	違反広告物の是正指導についてはもちろんのこと、当初より適正な屋外広告物の掲出がされるよう制度周知に努めてまいります。
2	町中では違法広告が多いようですが、屋外広告が許可されているか否かを一般市民が簡単に分かる方法があれば良いと思います。	屋外広告物の管理システムのデジタル化により、お問い合わせに対応できる体制は整っております。引き続き違反広告物の是正指導により、良好な広告景観形成に取り組んでまいります。